

平成 27 年 9 月 7 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3 号機 MOX 燃料使用差止訴訟（控訴審）
第 1 回口頭弁論について

本日16時から、福岡高等裁判所において、標記訴訟（控訴審）の第 1 回口頭弁論が行われました。

本件の第一審（佐賀地方裁判所）は、玄海原子力発電所 3 号機で実施しているプルサーマルで用いる MOX 燃料の使用差止を求めて、平成 22 年 8 月 9 日に提訴され、平成 27 年 3 月 20 日に、重大な事故が発生する具体的危険性はないとして、原告の請求が棄却された（当社勝訴）ものです。

第一審の判決は、玄海原子力発電所 3 号機の MOX 燃料の使用に関し、安全性を確保していることを認めた妥当なものと考えております（3 月 20 日お知らせ済み）。

しかしながら、平成 27 年 4 月 3 日、控訴人らにより控訴され、控訴理由書が提出されたため、今回、当社は、答弁書を提出し、控訴の速やかな棄却を求めるとともに、別紙の通り改めて玄海原子力発電所 3 号機の MOX 燃料の使用に関し、安全性を確保している旨の主張を行い、控訴人らの主張に反論を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

【参 考】標記訴訟の主な経緯

・提 訴 日	平成 22 年 8 月 9 日	
・第 1 回口頭弁論	平成 22 年 12 月 1 日	
・第 1 回弁論準備手続	平成 25 年 11 月 13 日	【当事者双方の説明、争点の確認】
・第 5 回弁論準備手続	平成 26 年 5 月 30 日	
・第 12 回口頭弁論	平成 26 年 7 月 18 日	【証人尋問】
・第 14 回口頭弁論	平成 27 年 1 月 16 日	【結審】
・判 決 日	平成 27 年 3 月 20 日	【当社勝訴】〔以上、第一審〕
・控 訴 日	平成 27 年 4 月 3 日	
・控訴理由書提出日	平成 27 年 7 月 3 日	

以 上